

## 【源泉徴収について】

### ※マイナンバーについて※

日本化学会全体からの諸謝金が年間を通して5万円(税込)を超えた場合に、本部より“通知カードの写し(コピー)と写真付きの公的証明書の写し(コピー)”もしくは“個人番号カードの写し(コピー)”の提出依頼があります。

例)関東支部講演会 3万円 + 東北支部講演会 3万円=年間6万円 →マイナンバーを提示する。

臨時雇用費については、年間5万円を超えることは中々無いため、まだ日本化学会本部として対応は考えていません。

### ●謝金の上限額について

日本化学会本部の謝金支給規則により、1回の講演謝礼の上限額が5万円となりました。

### ●臨時雇用費の税金について

平成24年6月の本・支部事務連絡会より臨時雇用費は、【国税庁日額表・丙欄】を適用する方針になりました。

(令和8年度国税庁日額表・丙欄では9,800円未満の源泉徴収額は0円です。)

・日額9,800円未満→領収書の内訳に「税抜き金額」「税額0円」を記載してください。

・日額9,800円以上→日額表「丙」欄の税額を徴収してください。(支部HP参照)

### ●所得税について

2013年(平成25年)～2037年(令和19年)まで復興特別所得税として、10.21%徴収されます。

例:謝金10,000円の場合の所得税1,137円

計算方法「手取り÷89.79%=支払金額」「支払金額×10.21%=源泉徴収税額」「支払金額-源泉徴収額=手取額」

<b>領収書 (例)</b>		令和 ●年 ●月 ●日
公益社団法人日本化学会東北支部 御中		
¥ 11,137 円		
内訳	但し、○○講演会 講演謝金として	
手取り:10,000円	自宅住所	
税額:1,137円	氏名(ふりがな)	
	※自宅住所・氏名ふりがな必須※	
※金額間違いの場合は、 <u>講演者ご本人の再発行手続き</u> が必要です。		

【課税対象項目】	【非課税対象項目】
★講演謝金+旅費・交通費 ※次頁参照	★交通費・旅費のみの支払い ※次頁参照
★資料作成費(原稿料)	★試験問題の出題、採点
★臨時雇用費(アルバイト) ※日給9,800円未満の場合は、非課税	
★調査費	
★車代	

-国税庁のHPより抜粋-

(1) 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払をする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。

(2) 旅費や宿泊費などの支払も原則的には報酬・料金等に含まれます。

しかし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/gensen35.htm>

※講演者等に「謝金」と「旅費・交通費」を両方支払うにも関わらず、領収書を別にし、旅費・交通費からは課税していない場合は、「分けて支払った理由」を事業担当者様に確認させていただきます。理由が正当と認められない場合は、事業報告をやり直して頂くことがございますのでご注意ください。

## 謝金・旅費計算方法

-----  
【課税額】 ・ 海外居住者：20.42% ・ 国内居住者：10.21%  
-----

### ●謝金●

謝金①【謝金・旅費支払いあり】★日本化学会東北支部宛の旅費領収書がない場合は謝金と合算して課税★

例) 謝金20,000円 旅費200,000円

・ 謝金+旅費220,000円 ÷ 89.79% = 245,016円 (領収書総額) ※国外居住者の場合、79.58%  
→245,016円 × 10.21% = 25,016円 (源泉徴収税額) ※国外居住者の場合、20.42%  
→245,016円 - 25,016円 = 220,000円

謝金②【謝金のみ】

例) 謝金10,000円

・ 10,000円 ÷ 89.79% = 11,137円 (領収書総額) ※国外居住者の場合、79.58%  
→11,137円 × 10.21% = 1,137円 (源泉徴収税額) ※国外居住者の場合、20.42%  
→11,137円 - 1,137円 = 10,000円

### ●旅費●

旅費①【事業担当者が予約を行い、チケットを講演者へ送付】

→所得税はかかりません。(源泉徴収の必要はありません。)

ただし、収支報告時に「公益社団法人日本化学会東北支部宛(以下、日本化学会宛)」

のJRや航空会社の領収書の提出が必須です。

旅費②【講演者が予約を行い、学会参加時に精算を行う。】

その際、領収書を提出いただける。

→所得税はかかりません。(源泉徴収の必要はありません。)

ただし、収支報告時に「日本化学会宛」のJRや航空会社の領収書の提出が必須です。

なお、クレジットカード控えについては領収書扱いになりませんので、別途「日本化学会宛」のJRや航空会社の領収書の取得が必須です。※謝金①の計算方法参照

クレジットカードの控え(売上票等)しか取得できない場合、通常の謝金等同様、源泉徴収されます。源泉徴収簿を作成ください。

旅費③【講演者が予約を行い、学会参加時に精算を行う。】

その際、JRや航空会社の領収書を提出いただけない。

→通常の謝金等同様、源泉徴収されます。源泉徴収簿を作成ください。※謝金①の計算参照